

競争入札公告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月5日

福井県立病院 院長 橋爪 泰夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借業務（以下「調達業務という」）の名称
基準寝具の賃貸借業務（単価契約）
- (2) 年間予定数量
260,862組
- (3) 業務内容
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (4) 契約期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) その他
当該競争入札の落札決定の効果は、平成30年度福井県病院事業会計当初予算発効時において生じる。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載された者に限る）有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) この入札に併せて行う技術的審査により、この入札に係る調達業務を履行する技術的能力および体制を有すると認められること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

- (2) 入札説明書等の交付期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月9日（金）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで

- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月9日（金）の9時から16時まで（休日を除く）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

ただし、申請書の添付書類について電子入札システムを使用して送信できない場合は、イに定める＜提出先＞に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

＜提出先＞

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5 (2) アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記（ア）から（エ）の要領で作成し、持参または郵送すること。（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること）

（ア）外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

（イ）入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

（ウ）（イ）により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

（エ）提出場所

5（2）イの提出先に同じ。

（2）入札書の提出期間

平成30年3月22日（木）から平成30年3月23日（金）までの8時30分から16時まで（必着）

（3）開札日時

平成30年3月26日（月）13時20分

（4）開札場所

福井県立病院 中会議室

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達業務に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

電話 0776-57-2941

10 その他

- (1) この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語および通貨日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

基準寝具の貸借借契約
(単価契約)

入札説明書

福井県立病院

目 次

1. 入札執行者
2. 入札に付する事項
3. 入札の方法
4. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 電子入札の実施
6. 入札参加資格確認の申請手続きおよび審査結果通知
7. 入札書の提出方法、入札日時および場所
8. 入札保証金に関する事項
9. 契約保証金に関する事項
10. 入札および開札
11. 入札の無効
12. 再度入札
13. 落札者の決定に関する事項
14. 契約書作成の要否および契約条項
15. この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
16. 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法
17. その他

- 別紙様式 1 紙入札承認願
別紙様式 2 入札参加資格確認申請書（紙入札者用）
別紙様式 3 誓約書
別紙様式 4 入札書（紙入札者用）
別紙様式 5 委任状（紙入札者用）
別紙様式 6 入札説明書等に関する質問書

- 別添 仕様書
契約書（案）

入札説明書

1 入札執行者

福井県立病院 院長 橋爪泰夫

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借業務（以下「調達業務という」）の名称

基準寝具の賃貸借業務（単価契約）

(2) 年間予定数量

260,862組

(3) 業務内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) その他

当該競争入札の落札決定の効果は、平成30年度福井県病院事業会計当初予算発効時において生じる。

3 入札の方法

一般競争入札による

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載された者に限る）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支

店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) この入札に併せて行う技術的審査により、この入札に係る調達業務を履行する技術的能力および体制を有すると認められること。

5 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願(別紙様式1)を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「同要領」、「電子入札に関する取り扱い」による。

6 入札参加資格確認の申請手続きおよび審査結果通知

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札参加資格確認申請書(紙入札者用)(別紙様式2))に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 必要書類(各1部)

ア 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し

イ 誓約書(別紙様式3)

ウ 医療関連サービスマーク認定証(寝具類洗濯)の写し

エ 8(1)イの入札保証金免除に該当する場合は、契約書の写し 1通以上

なお、上記のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

(2) 申請書等の提出期間

平成30年3月5日（月）から平成30年3月9日（金）の9時から16時まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(3) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

ただし、申請書の添付書類について電子入札システムを使用して送信できない場合は、イに定める＜提出先＞に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

＜提出先＞

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 経営管理課 利用環境サービス室

(4) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

(5) 入札参加資格確認の結果に対する質問書の提出方法等

ア 提出方法

入札参加資格の確認の結果、入札への参加が認められなかった者は、入札参加資格に関する質問書を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

イ 提出期限

平成30年3月16日（金）正午

ウ 提出方法

書面によるものとし、6（3）イの提出先に、持参または郵送あるいは伝送すること。

エ 回答方法

質問書への回答は、書面により行う。

7 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

6 (3) アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記 (ア) から (エ) の要領で作成し、持参または郵送すること。(郵送の場合は、簡易書留その他配達記録が残るものを利用すること)

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書(別紙様式4)に、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

6 (3) イの提出先に同じ

(2) 入札書の提出期間

平成30年3月22日(木)から平成30年3月23日(金)までの8時30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

平成30年3月26日(月) 13時20分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、次の場合に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に福井県を被保険者とする「入札保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。

イ 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者(知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で次に該当しない者をいう。)

(a) 県発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに落札者となりながら契約を締結しなかった者

(b) 県発注の物品購入等の入札に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

(c) (a) および (b) 以外に特段の事業があり、契約しないまたは契約を履行しない

恐れがあると認められる者

※免除にあたっては、特に手続きを要しないが、上記の（a）から（c）に該当する者が入札保証金を納付しなかった場合、その者のした入札は無効になるので、注意すること。

（2）入札保証金の納付

入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積金額（入札書記載金額（単価））に年間予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税を加算した額の100分の5以上の入札保証金を平成30年3月26日（月）8時30分から9時までの間に、福井県立病院企業出納員に納入しなければならない。

当該入札保証金につき、現金または保証小切手により納付する場合には、前日（休日を除く。）16時までに福井県立病院出納員に連絡すること。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

（3）入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行担保、適格社債（公募社債）（例 鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（当該入札日前1週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の8割に相当する金額とする。

9 契約保証金に関する事項

契約金額（入札書記載金額（単価））に年間予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税を加算した額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部が免除される。

（1）契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。

（2）過去2年間に国、地方公共団体、県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札および開札

（1）入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札心得（物

品等電子入札用)を遵守のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札書に記載する金額は、1組当たりの単価(税抜)とすること。ただし、小数点以下の数字は認めない。
- (3) 入札参加者の入札金額は、調達業務に要する一切の諸費用を含むものとする。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 紙入札者は代理人をして入札させるときは、委任状(別紙様式5)を提出しなければならない。
- (5) 紙入札者の入札書(別紙様式4)には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 入札金額(記載金額は日本国通貨に限る)
 - イ 入札案件の名称
 - ウ 入札者本人の住所・氏名(法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の職・氏名)および代表者印の押印(社印を使用する場合は、社印も押印のこと。)
 - エ 電子くじ用の数値(3桁)
- (6) 入札代理人は、入札参加者の所属する企業に所属する者でなければならない。
- (7) 入札参加者または入札代理人は、入札時に企業に所属することが証明できるもの(社員証等)および本人の証明ができるもの(運転免許証等)を持参しなければならない。
- (8) 入札参加者または代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書の書き換え、変更または取り消しをすることができない。
- (10) 開札は、紙入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、紙入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (11) 電子入札による入札参加者は電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時手続きの進行状況を確認する。
- (12) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

10 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に必要な資格のない者、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

12 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

なお、再度の入札執行は、前回の開札終了後120分以内において行うものとする。

13 落札者の決定に関する事項

(1) この入札に係る調達業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

14 契約書作成の要否および契約条項

(1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約条項は、賃貸借契約書（案）のとおりとする。

(3) 契約金額は、入札書に記載された金額（単価）とするので、契約金額に納入数量を乗じて得た額に100分の8に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を請求するものとする。

14 この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。

15 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出場所および提出方法

(1) 提出期限

平成30年3月9日（金）正午まで（必着）

(2) 提出先

6（3）イの提出先に同じ

(3) 提出方法

入札説明書等に関する質問書（別紙様式6）により提出すること。なお、当該書面は、持参を原則とするが、次のいずれもの要件を満たす場合には、郵送（簡易書留に限る。）および伝送による提出も認める。

ア 質問の内容が入札説明書等に関する事項であること

イ 質問者が確認できること

ウ 回答を、書面により郵送または伝送により送付できること

(4) 回答

質問に関する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うものとする。

16 その他

- (1) この入札において、最低制限価格は設定しない。
- (2) 福井県物品等電子入札運用基準、同要領等を熟読の上、入札に参加すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがある。

別紙様式 1

平成 30 年 3 月 日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

所在地
商号または名称
代表者名

印

紙入札承認願

下記 1 の電子入札による入札について、下記 2 の理由により、紙での入札を行うことを承認願います。

記

1 電子入札案件名 基準寝具の賃貸借業務 (単価契約)

2 電子入札が行えない理由

入札参加資格確認申請書

平成30年3月 日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

所在地

商号または名称

代表者名

印

代理人名

印

平成30年3月5日付けで入札公告のあった下記案件に関する入札参加資格の確認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

入札案件名 基準寝具の賃貸借業務 (単価契約)

(連絡先)

連絡先名称 :

連絡先郵便番号 :

連絡先所在地 :

連絡先電話番号 :

連絡先FAX番号 :

連絡先メールアドレス :

誓約書

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

平成30年3月5日付けで入札公告のありました基準寝具の賃貸借業務に係る入札に参加するにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者ではありません。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではありません。
- 3 福井県に納付すべき県税（全税目）について滞納はありません。
- 4 「入札公告」の2（5）のアからオまでのいずれにも該当しません。
- 5 入札参加資格確認申請書の添付書類の内容について、事実と相違ありません。
- 6 当社が落札の場合、仕様書のとおり誠実に遂行いたします。

平成30年3月 日

所在地

商号または名称

代表者名

印

別紙様式 4

(電子入札くじ用の数値)

□	□	□
---	---	---

入札書

平成 3 0 年 3 月 日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

所在地

商号または名称

代表者名

印

代理人名

印

入札公告および入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

案件名	基準寝具の賃貸借業務 (単価契約)
金額	1 人 1 日 1 組当たり 円 (税抜)

委任状

平成30年3月 日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

所在地

商号または名称

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

入札案件名 基準寝具の賃貸借業務 (単価契約)

代理人住所

代理人職名

代理人氏名

印

別紙様式 6

入札説明書等に関する質問書

質問日：平成30年3月 日

福井県立病院

経営管理課 利用環境サービス室 あて

FAX番号：0776-57-2945

商号または名称：

担当者名：

電話：

FAX：

案件名：基準寝具の賃貸借業務（単価契約）

<質問内容>

質問受付期間：平成30年3月9日（金）正午まで

基準寝具の仕様書

品名	寸法(cm)	材質等 (これらと同等以上のもの)	入院患者 1人当たり 供与数	入院患者 1人当たり 必要整備数	必要整備数 (対病床数)	洗濯回数	洗濯の基本方法等
掛布団(厚掛)	150 × 200	中綿:クオロフィル0.8kg、側生地:ポリエステル100%、抗菌防臭	1	1	1.2倍以上	年1回以上	布洗濯、綿打直し、仕立て直し(*1)
掛布団(薄掛)	150 × 200	中綿:クオロフィル0.6kg、側生地:ポリエステル100%、抗菌防臭	1	1	1.2倍以上	年1回以上	布洗濯、綿打直し、仕立て直し(*1)
ベッドパッド	100 × 200	素材:テロン30%、綿70%、中身:綿わた100%	1	1	1.2倍以上	年1回以上	布洗濯、綿打直し、仕立て直し
枕	32 × 43	中身:パイプ0.8kg、側生地:綿100%	1	1	1.1倍以上	年1回以上	布洗濯
敷包布(シーツ)①	160 × 300	素材:テロン30%、綿70%	1	3	3倍以上	週1回以上	洗濯、アイロン仕上げ
敷包布(シーツ)②	180 × 300	素材:テロン30%、綿70%	1	3	3倍以上	週1回以上	洗濯、アイロン仕上げ
包布	155 × 210	中開仕様、素材:テロン30%、綿70%	1	3	3倍以上	週1回以上	洗濯、アイロン仕上げ
枕覆(ピロケース)	50 × 90	素材:テロン30%、綿70%	1	3	3倍以上	週1回以上	洗濯、アイロン仕上げ

*1 掛布団については、外気温の寒暖および入院患者の症状に応じて1枚増加すること。

貸貸借契約書（案）

福井県立病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり貸貸借契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）乙は、この契約の条項および別記の定めに従い、基準寝具を甲に貸与し、甲はこの対価として乙に賃借料を支払うものとする。

業務名 基準寝具の貸貸借業務

契約金額 基準寝具の1人1日1組当たりの貸貸借料は、洗濯、補修、消毒および運搬等を含め、金 円とする。

（2）年間予定数量 260, 862組

（3）貸貸借対象品目 別表1 基準寝具の仕様書のとおり

（4）納品場所 福井県立病院

（5）契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（契約保証金）

第2条 A 契約保証金は、金〇〇〇〇〇円とする。

※契約保証金は、契約金額の100分の10以上。

※保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 契約保証金を免除する。

※福井県財務規則第172条第 号の規定に該当する場合。

（請求金額）

第3条 乙は、毎月末日に当該月中に納入した数量（1組単位）を取りまとめた上、契約単価に数量を乗じた金額に消費税および地方消費税に相当する金額を加算して、翌月甲に請求するものとする。

2 前項の請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（検査）

第4条 乙は甲に基準寝具（以下「寝具」という。）を納入する場合、その都度甲の検査を受けなければならない。甲は検査で不合格な物があつた場合は速やかに乙に通知し、乙は速やかにこれを処理して再検査を受けなければならない。

（契約金の支払）

第5条 甲は、乙が発行した適法な請求書を受領した日から30日以内に貸貸借料を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに貸貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する

法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（保険の付与）

第6条 乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

（履行遅延）

第7条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、未済部分に相当する金額につき遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収するものとする。

（業務遂行上の注意事項）

第8条 乙は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い、寝具を適正に処理しなければならない。また、乙は寝具の洗濯、補修および設備について、甲および関係官庁の指導・検査に応じるものとする。

（権利の譲渡禁止）

第9条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡および承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、福井県立病院基準寝具貸借実施要領に定める業務を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による再委託の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務内容および再委託先が取り扱う情報を記載した「再委託承認申請書」（別紙1）を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときはこの契約を解除することができる。

- （1）その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- （2）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- （3）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- （4）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- （5）契約の解除を申し出たとき。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金）

第12条 甲は、前条の規定により契約の全部または一部を解除した場合は、乙から違約金と

して、年間予定数量から履行済の数量を減じた数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲はその超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（感染防止1）

第13条 感染症の予防および感染症の患者に対する医療の法律（平成10年10月2日法律第114号）に規定する、感染症またはそのほか感染の危険がある病原体に汚染されているおそれのある寝具（以下「汚染物」という。）は、甲が消毒を行ってから乙に引渡すものとする。

- 2 甲は、放射性同位元素に汚染されているおそれがある寝具（以下「放射性汚染物」という。）の洗濯等を乙に引渡すことはできない。

（感染防止2）

第14条 甲は前条の規定にかかわらず、汚染物または放射性汚染物を乙に引渡すときは、この旨を表示した上で密閉した容器に収め、他に伝染しないように取扱わなければならない。

（伝票等の用意）

第15条 寝具の事務に必要な諸台帳および伝票等の諸用紙は、乙の負担とする。

（健康管理）

第16条 乙は、常に基準寝具の洗濯、補修、運搬等に従事する者（以下「従事者」という。）の健康管理に努め、年に1回従事者の健康診断を行い、その結果を甲に通知するものとする。

（契約単価の変更）

第17条 この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に著しく変動が生じた場合は、甲乙協議の上、単価の変更を行うことができる。

（損害賠償請求権）

第18条 乙は、業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。
- 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。
- 4 業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める。

(情報セキュリティの確保)

第19条 乙は、業務の実施において、別記2「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第21条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(契約保証)

第22条 乙は労働争議、天災地変、その他の事情によってこの業務を遂行できなくなった場合に備え、(社)日本病院寝具協会と業務代行保証契約を結びその写しを甲に提出するものとする。

(協議の決定)

第23条 この契約に定めのない事項は、福井県病院事業財務規則および福井県財務規則による。また、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約を証するために本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院
院長 橋爪 泰夫

乙

業務代行保証書

第1条（目的）

福井県立病院基準寝具の受託業務に関し、受託者が天災地変・人災・倒産等のためその業務が遂行できなくなった場合、一般社団法人日本病院寝具協会（以下「協会」という。）は、その業務を代行保証することにより医療機関等の運営に万全を期することを目的とする。

第2条（保証の期間）

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とする。

第3条（業務代行の開始）

天災等の事情により受託者の業務の継続ができなくなったことを協会が確認したとき、その業務の代行を実施する。

第4条（業務代行の範囲）

協会が業務を代行する範囲は、下記のものとする。

- （1）基準寝具の提供（補修を含む）および洗濯
- （2）前項に伴う搬入・取引業務

第5条（業務代行期間中の料金の支払）

業務代行期間中の料金支払いについては、委託者は本協会立会いの上、受託者に支払うものとする。

前記各項に基づき、（委託者）福井県立病院と（受託者）との間に締結する基準寝具賃貸借契約の業務代行保証をする。

平成30年4月1日

東京都千代田区神田佐久間町2-7 第6東ビル401
一般社団法人 日本病院寝具協会
理事長 ⑩

福井県立病院 基準寝具貸借業務 実施要領

1 基準寝具の貸与

乙は、甲の入院患者等の療養上必要な基準寝具を次項のとおり整備し、患者の使用に供する。

2 基準寝具の整備

- (1) 乙が貸与する基準寝具の仕様、患者一人当たり貸与数、必要整備数、洗濯回数、洗濯の基本的方法等については、別表 1 に定めるところによるものとし、乙は洗濯の際、清潔な基準寝具と交換するものとする。ただし、甲は必要整備数等に増減が生じる場合は、1 週間前までに乙に通知し、乙はこれに対応するものとする。
- (2) 乙は、病院から患者が退院したとき、甲が入院患者の療養上必要と認めて特に指示したとき、または基準寝具に汚損、破損が認められたときは、別表 1 に定めるところに関わらず、必ず、基準寝具を洗濯、消毒または補修し、清潔な基準寝具と交換するものとする。

3 基準寝具の管理

(1) 基準寝具貸与実施に伴う使用物件

- ア 乙は福井県立病院（以下「病院」という。）の基準寝具室の一部を無償で使用できるものとし、それに伴う電気を無料で使用できるものとする。
- イ 火災予防等の防火に関しては、乙は福井県立病院消防計画および福井県立病院防火管理要領に定めるところに従うものとする。

(2) 基準寝具の保管

- ア 乙は清潔な基準寝具を病院の基準寝具室の一部に保管するものとする。
- イ 基準寝具室とは、福井県立病院 地下 1 階 基準寝具室 2 室（37.05 m²）および（14.69 m²）の一部とする。
- ウ イに示す場所だけで対応できない場合は、院外倉庫を準備するものとする。
- エ 乙は病院の病棟看護師長の管理の下に、各病棟に時間外入院患者用、非常用または臨時交換用として清潔な基準寝具を別表 1 に定めた数を保管するものとする。
- オ 乙は、病院の病棟から収集した基準寝具を一時的に病院の基準寝具室の一部に保管し、速やかに洗濯、消毒および補修を行うものとする。

(3) 基準寝具の交換および受渡し

- ア 病院の病棟看護師長から交換用の清潔な基準寝具を供するよう指示があったときは、乙は直ちに病院の病棟看護師詰所または看護師長に引渡すものとする。
- イ 乙は洗濯、消毒および補修の必要がある基準寝具を随時、病棟から収用するものとする。
- ウ 乙はアに定める受渡し等を行うとき、別に定める伝票に看護師長または副看護師長の確認印をもらうとともに、厚生省告示その他関係法令等に定める台帳等を記録保存するものとする。

(4) 基準寝具の管理従事者

乙は基準寝具の管理従事者を常に 2 名以上病院に常駐させ、作業の円滑を図るものとする。

(5) 基準寝具の紛失・弁償

甲が乙から借り受けた基準寝具を紛失、焼失、その他の事由により乙に返すことが出来ない場合は、甲は甲乙協議の上、弁償代を乙に支払うものとする。

(6) その他

患者等から付添い用ベッドの要望を受けた場合は、不足のないよう対応するものとする。

別記 2

受託事業者における情報セキュリティに関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、以下の受託事業者における情報セキュリティに関する事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負わなければならない。

(作業場所の特定)

第2 乙は、委託業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

- 2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。
ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、「福井県情報セキュリティポリシー基本方針」（平成15年1月7日策定）第2条（11）に規定する情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

- 2 第2で規定する機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。
ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。
- 3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、作業員および作業範囲等を明らかにした作業報告書を提出しなければならない。(2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
 - (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
 - (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業員ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業員ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業員ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業員ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、甲から提供された委託業務にかかる資料、情報および情報資産（以下、「関係資料」という。）を委託業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、委託終了後、関係資料を返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、第8に基づき甲に返還する関係資料および成果物以外の関係資料については、委託業務終了後速やかに廃棄を行わなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および乙に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または委託業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のための措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記載された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記載された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(調査の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時調査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙1

平成30年4月1日

福井県立病院 院長 橋爪泰夫 様

受託者

再委託承認申請書

平成30年4月1日付で締結した「基準寝具の賃貸借契約」を履行するにあたり、
下記のとおり業務の一部を再委託したいので申請します。

記

1 再委託先

(法人名)

(代表者氏名)

(住 所)

(担当者氏名)

(連絡先)

2 再委託の理由

3 再委託する業務内容

4 再委託先が取扱う情報